

佐賀県告示第67号

佐賀県同和対策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（組織） 第3条 略 2 略 3 委員は、政策部長、危機管理・報道局長、総務部長、地域交流部長、文化・観光局長、<u>SAGA2024・SSP推進局長</u>、健康福祉部長、男女参画・こども局長、産業労働部長、農林水産部長、県土整備部長、出納局長、人事委員会事務局長及び教育長をもって充てる。	（組織） 第3条 略 2 略 3 委員は、政策部長、危機管理・報道局長、総務部長、地域交流部長、文化・観光局長、<u>SSP推進局長</u>、健康福祉部長、男女参画・こども局長、産業労働部長、農林水産部長、県土整備部長、出納局長、人事委員会事務局長及び教育長をもって充てる。